

令和6年度 横浜市商店街支援事業ガイド

■横浜市からのお知らせ	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
-------------	------------------	---

1 商店街に向けた支援

■ 商店街活性化イベント助成事業	・・・・・・・・・・	2
■ 商店街にぎわい促進事業	・・・・・・・・・・	3
■ 商店街プレミアム付商品券支援事業	・・・・・・・・・・	5
■ 商店街原動力強化支援事業	・・・・・・・・・・	7
商店街伴走支援		
商店街デジタル活用アドバイザー		
■ 安全・安心な商店街づくり事業	・・・・・・・・・・	10
■ 商店街環境整備支援事業	・・・・・・・・・・	11
■ 商店街空き店舗登録制度	・・・・・・・・・・	14

2 開業者・事業者の方に向けた支援

■ 空き店舗開業助成事業	・・・・・・・・・・	15
■ 小規模事業者店舗改修助成事業	・・・・・・・・・・	16

3 その他ご案内

■ その他の支援事業	・・・・・・・・・・	18
■ 商店街街路灯への有料広告物の掲出について	・・	19
■ 行政機関等の紹介	・・・・・・・・・・	21
■ 経済局商業振興課案内図	・・・・・・・・・・	22

横浜市経済局商業振興課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
電話：045-671-3488 FAX：045-664-9533
✉ ke-syogyo@city.yokohama.jp



横浜市ウェブサイトの
商店街振興のページ

横浜市 商業振興

検索



商店街の活性化に向けて

商店街は、身近な買い物の場であるだけでなく、イベントなどを通じた販わいの創出、街路灯の維持管理やパトロールといった地域の防犯などに取り組む、地域コミュニティの担い手としてなくてはならない存在です。

平成27年4月1日「横浜市商店街の活性化に関する条例」が施行されました。商店街の現状は、売上・来街者の減少、経営者の高齢化などで、店舗数の減少が続き、厳しい状況にあります。横浜市・事業者・商店会・関係団体・大型店・市民の皆様がそれぞれの役割を認識し、一体となって商店街の活性化を進めましょう。

条例の目的

この条例は、商店街の活性化についての基本理念を定め、商店街を取り巻く関係者の責務を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、商店街の活性化に関する施策を総合的に推進し、地域経済及び地域コミュニティの発展に寄与することを目的としています。

基本理念

商店街の活性化は、横浜市、事業者、商店会、関係団体及び大型店が、それぞれの責務を認識し、お互いに連携を図りながら、市民の理解と協力を得て推進していくものです。



商店街は、身近な買い物の場であるとともに、様々な取組により、地域



Shopping
身近な買い物の場



Event & Com
販わいの創出・ふれあ



お祭りやイベントの開催で地域に販わいが生まれ、地域住民のふれあいの場にもなっています。

それぞれの役割

横浜市 の責務

横浜市は、事業者、商店会、関係団体の活動を積極的に支援し、市民、事業者、商店会、関係団体及び大型店と協働して、商店街の活性化のために必要な施策を総合的に推進します。

事業者 の責務

商店街における事業者間で協力するとともに、商店街の活性化を図るため、商店会組織への加入に努めましょう。また、商店会が行う事業に積極的に参加・協力しましょう。

商店会 の責務

商店街が地域のにぎわいと交流の場となるよう、市民や様々な団体と連携を図りながら、自ら発意し、商店街の活性化に努めましょう。また、消費者の利便性の向上を図るとともに、地域社会への貢献に努めましょう。



関係団体 の責務

商店街の活性化に必要な情報の収集と提供に努めましょう。また、商店街活性化に関する事業について、市、商店会と連携して取り組みましょう。



大型店 の責務

大型店が立地する地域の商店会組織に加入し、市、事業者、商店会等が実施する商店街活性化に関する事業に積極的に参加・協力しましょう。

市民 の協力

地域の発展と市民生活の向上に寄与している商店街の役割について理解を深め、市、事業者、商店会等が実施する商店街活性化に関する事業に積極的に参加・協力しましょう。



コミュニティの担い手としての役割を果たす、市民生活に欠かせない存在です。

Community

賑わいの場



Security

地域に安全・安心を提供



街路灯やアーケードの整備・維持管理、防犯パトロールの実施など、地域の安全に貢献しています。



横浜市からのお知らせ

◆回覧板アプリの活用

各区商連及び各商店街にお送りしている、横浜市からのお知らせ等について、スマートフォンで受け取れる「回覧板アプリ」での配信も行っています。アプリを活用することで、素早い情報の受け取りや、役員間での一斉の情報共有が可能です。

また、台風や地震が発生した際に、「回覧板アプリ」を活用して、商店街の被害状況を確認させていただきます。まだ「回覧板アプリ」にご登録いただいていない商店街におかれましては、ぜひご登録くださいますようお願いいたします。

◆Eメールによる申請書類等の送付

補助金の交付申請書類、実績報告書類、請求書は郵送のほか、メールでもご提出いただけます。下記の提出方法に従いご提出をお願いします。

【Eメールでの提出方法】

①提出する書類をPDF形式にし、パスワードを設定する。

※押印が必要な書類は紙で提出してください。

②「書類をメールで送信すること」及び「パスワード」を、経済局商業振興課の担当者に電話で連絡する（045-671-3488）。

③提出する書類を添付したメールを経済局商業振興課に送信する。

送信先：ke-syogyo@city.yokohama.jp

※職員個人アドレスに送らないようお願いします。

※パスワードはメール本文に記載しないようお願いします。

◆令和5年度商店街関連調査の調査結果公開

令和5年度に「商店街実態調査」「消費者購買行動意識調査」を実施しました。ご協力ありがとうございました。

調査結果は、横浜市ウェブサイトにて公開しています。ぜひご一読ください。

横浜市トップページ→「事業者向け情報」→

「中小企業支援経済産業に関する統計」→「調査資料」→「商店街に関する調査」



◆経済局 LINE

経済局では、横浜市 LINE 公式アカウントを活用して補助金募集やセミナー、イベント開催などの中小企業支援に関する情報を発信しています。

ぜひ、横浜市 LINE 公式アカウントを「友だち登録」していただき、メニューから「受信設定」をタップ→「ビジネス」を選択→「経営支援」を登録のうえ、ご活用ください。



◆その他

■ ご紹介する事業ごとに、補助対象者や対象経費、申請に必要な書類や申請期限など、支援をスムーズに運用するために必要な事項を定めています。横浜市ウェブサイトにてご確認いただけますので、申請にあたっては、ご一読くださいますようお願いいたします。

■ 支援事業には、それぞれ申請期限があります。申請にあたっては、期日をお守りくださいますようお願いいたします。

商店街活性化イベント助成事業

魅力ある商店街づくりや商店街の活性化を図ることを目的として商店会等が実施するイベントにかかる経費を補助します。

※申請は各区の地域振興課で受け付けます。

1 申請対象

単一商店会、同一区内の複数の商店会等で組織する団体、区商店街連合会

※すでに実施したイベントも申請可能です。

(令和6年4月1日以降に実施したイベントに限ります。)

※市内他区に立地する2以上の商店会等との共同実施の場合は、「商店街にぎわい促進事業」(3ページ参照)で申請が可能です。

2 活用事例

商店街祭り、朝市・マルシェ、スタンプラリーイベント、スポーツ大会、イルミネーション装飾

3 補助率・補助限度額、補助対象経費及び申請期限等

各区の地域振興課において、補助内容の詳細や申請手続等を定めています。

各地域振興課の連絡先は21ページをご参照ください。

<留意事項>

全区の各商店会から申請された補助金の総額が、本市の予算額を超える場合、全額補助できない場合があります。

<横浜市ウェブサイトへの掲載について>

申請されたイベントの情報は原則として、横浜市ウェブサイト内の「商店街イベント情報」に掲載させていただきます。掲載にあたっては、商業振興課から別途ご連絡します。

関連する事業をご紹介します

横浜市ウェブサイト内「商店街イベント情報」ページへの掲載

商店街活性化イベント助成事業で申請されたイベントのほか、掲載依頼をいただいたイベントの情報を横浜市ウェブサイトに掲載します。申請手続きは、右記二次元コードからお願いします。



商店街コラボボックス事業

民間事業者等からよせられたサービスや連携アイデア等の提案を、横浜市ウェブサイト内で紹介しています。

イベントの企画提案や、これまでにない効果的な広報媒体を提供できる事業者も掲載されています。ぜひご覧ください。



商店街伴走支援

商店街支援の専門家を派遣し、商店街の会員の皆様とともに、地域や商店街の現状と課題を分析し、効果的なイベントの開催等、将来の商店街の方向性を検討します。

詳細は別途商店会宛にご案内します。

商店街にぎわい促進事業



令和5年度までの集客力促進事業やソフト支援事業等、商店会を対象とした支援メニューをまとめ、商店街の来街促進につながる取組の経費を幅広く補助する事業としました。

1 申請団体

- ・商店会（複数商店会が共同して取組を実施・申請することも可能）
- ・区商店街連合会

2 補助対象となる事業

令和6年3月から令和7年2月までのイベントや広報活動等の取組

- (例)・福引セールや抽選会を目玉とした、ハロウィンイベントを開催
- ・商店街のイベントや加盟店舗を紹介する動画や公式ウェブサイトの作成
 - ・のぼりや情報誌又はイベント時等に着用する商店街ジャンパーの作成
- ※複数の取組をまとめて1回で申請することができます。

3 申請可能回数

補助上限額の範囲内で2回まで申請可能

※1回目と2回目の申請団体は、同一の商店会で構成されている必要があります。

4 補助率及び補助上限額

※会員店舗数1～19店舗の商店会は1回に限り、補助対象経費の**20万円まで定額支援**！

補助上限額（補助率1/2）			
団体の会員店舗数	補助上限額	団体の会員店舗数	補助上限額
1～19店舗	※55万円	150～199店舗	550万円
20～49店舗	70万円	200～299店舗	770万円
50～99店舗	110万円	300店舗～	1100万円
100～149店舗	220万円	各区商店街連合会	110万円

区商店街連合会で申請しても、同一区内商店会の申請回数、補助上限額は減りません。



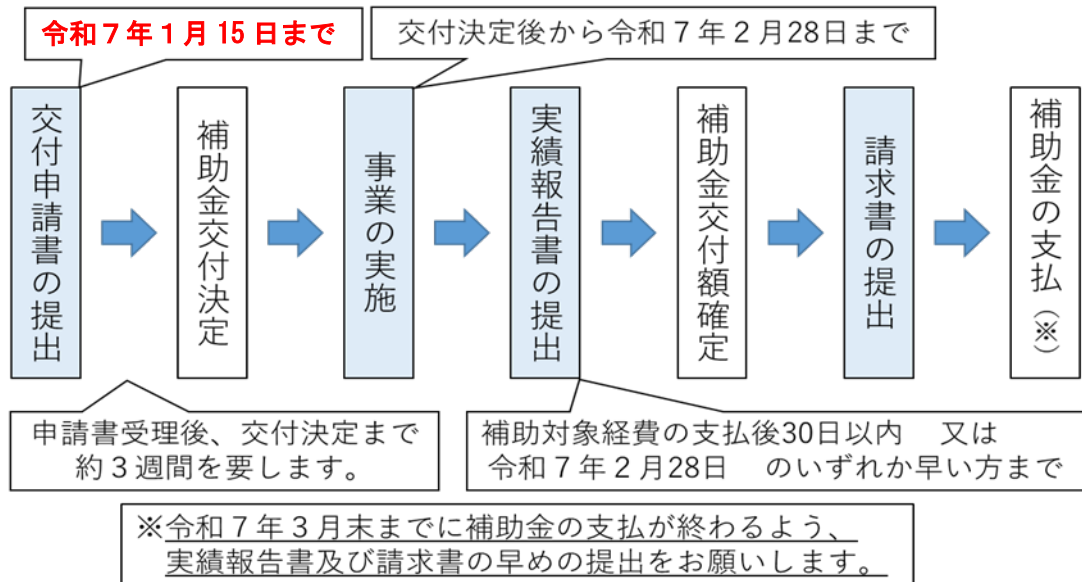
5 補助対象経費

経費区分	例
広告等製作費・広告料	PR 動画・チラシ等製作、ウェブサイト作成・管理委託
人件費・謝金・報償費	ステージ出演者への謝金
景品費	抽選会等で無料配布する景品費
委託費	イベント運営委託・現状分析の来街者アンケート委託
使用料	イベント会場の使用料
保険料	イベント保険
物品購入費	ガムテープ、ボールペン、ゴミ袋
食糧費	イベント時のスタッフ用飲料

※補助対象経費が重複しなければ、同一の事業に対して複数の補助金の併用が可能です。

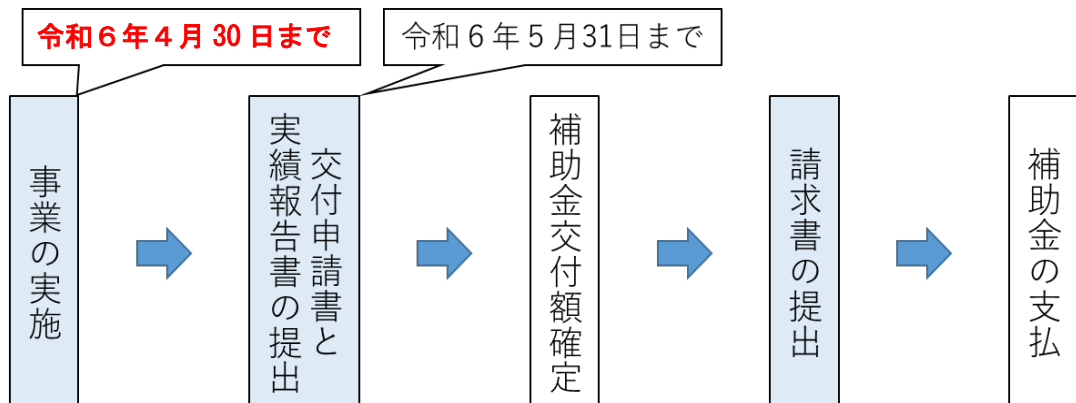
6 申請手続きの流れと期限

① 事業開始前の申請（青枠：申請団体）



② 事業実施後の申請（事後申請）（青枠：申請団体）

令和6年4月30日までに実施した事業が対象です。



※事業開始前の申請と事後申請は1回の申請にまとめることができません。

商店街プレミアム付商品券支援事業



商店会が実施するプレミアム付商品券事業の経費を補助することで、消費喚起・地域経済の活性化を図り、またキャッシュレスサービスの普及促進を図ります。

1 申請対象

商店会、各区商店街連合会

- ・利用可能店舗が **15 店舗以上の団体** が対象です。
- ・複数商店会での申請も可能ですが、1 団体として取り扱います。
- ・申請及び参加は 1 回です。他の商店会が申請する商品券事業に参加した場合、当該参加団体は別途本事業への申請及び参加はできません。
- ・商店会は広域電子商品券事業を、各区商店街連合会は電子商品券事業を、それぞれ申請することはできません。

2 活用事例

- ・商品券を発行して、新規顧客の来街を増やし、消費喚起につなげたい。
- ・キャッシュレス決済ができる電子商品券を導入して、商店街のデジタル化を図りたい。

3 補助率及び補助限度額

	紙の商品券		電子商品券	
	事業費	事務費	事業費	事務費
補助限度額	300 万円	50 万円	500 万円	200 万円
補助率	10/10	3 / 4	10/10	3 / 4

4 補助対象経費

< 事業費 >

商品券のプレミアム分費用

< 事務費 >

- ・広報宣伝費 ・委託料 ・手数料（電子商品券発行手数料など）
 - ・人件費・謝金（有償ボランティアを含む） ・会場借上料
 - ・リース・レンタル料（商品券事業の実施に必要な備品のリース費用など）
 - ・消耗品費（事務用品、衛生対策費用など）
- ※事業実施にあたり必要と認められる数量に限る。

※実績報告時、対象経費の領収書（写）やプレミアム分の換金額を証明する書類が必要になります。

5 購入上限額の設定

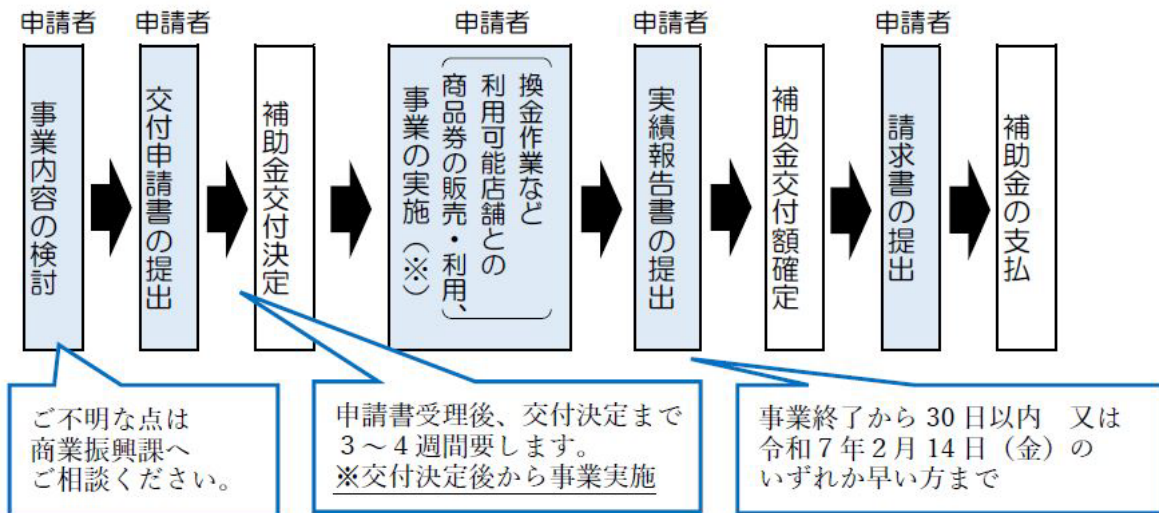
購入者一人当たりの購入上限額を、50,000円/人 以内で設定してください。

6 予算額

1億9,850万円 ※予算上限に達し次第、募集受付を終了します。

(申請想定件数 紙の商品券：30件、電子商品券：3件、広域電子商品券：1件)

7 申請手続きの流れ (申請受付 電子：3月1日～ 紙：5月1日～)



※「事業実施」とは、「商品券を販売・利用する」「商品券事業を広く周知する」だけでなく、各種委託契約の締結その他販売準備に取り掛かることを含みます。補助金交付決定前の事業実施は、補助対象外となりますのでご注意ください。

8 実績報告期限

令和7年2月14日(金)

9 広域電子商品券事業

複数の区商連が連携して実施する電子商品券事業です。

- ・ 3区商連以上かつ利用可能店舗150店舗以上で申請可能です。
- ・ 区商連単位で参加しない場合でも、希望する商店会は参加可能です
- ・ 補助率と補助限度額は下記のとおり、補助対象経費は前ページと同じです。
- ・ 実施や参加については各区商連のご担当の方へお問合せください。

	広域電子商品券	
	事業費	事務費
補助限度額	5,000万円	2,250万円
補助率	10/10	3/4

商店街原動力強化支援事業

商店街伴走支援

商店街と地域とのつながりの強化、組織体制の強化、担い手不足など、様々な課題を持つ商店街に対し、伴走支援を行う専門家を派遣します。

1 申込対象

商店会

2 支援事例

伴走支援による助言を受けて商店街が実施した取組の例です。

商店街の課題	商店街が実施した取組
担い手不足を解消したい	商店街活動や自治会活動に協力的な、地域に根差した人材を掘り起こし、雇用することで、効率的な事務を実施。
商店街の認知度を向上させたい	商店街と加盟店の認知、新たな顧客獲得のため、まずは役員が中心となり、まちゼミを実施。
会員同士の交流、連絡手段を改善したい	<ul style="list-style-type: none">・商店街 LINE を構築。・近隣商店街の取組事例を参考に、商店街会報を発行。
空き店舗を減らしたい	商店街ホームページに商店街のビジョンや立地メリット、加盟店メリットを掲載し、出店者を誘致。
商店街の加盟店を増やしたい	不動産屋と連携し、空き店舗物件紹介の際に商店街加盟促進リーフレットの配付を依頼。



3 支援の概要

- ・月1回程度、1回あたり1～2時間（商店街の状況により異なります。）
- ・商店街に専門家が訪問して状況を聞き取り、あるべき商店街となるための課題を洗い出します。その後、スケジュール設定、目標設定、目標達成度の検証、今後の計画策定など、各商店街の状況に応じて、課題の解決に向けた確認とアドバイスをを行います。
- ・専門家派遣費用は**無料**です。

※派遣する専門家についてお知りになりたい場合は、お問い合わせください。

当事業を活用いただいた商店街の声

- ・検証や見直しなど考える時間が取れて、行動を起こすタイミングが分かり、助かりました。
- ・他の地域の事例や取組を知ることができ、具体的な提案をしてもらえました。
- ・直面している課題の解決のためのヒントをもらえました。
- ・商店街のさまざまな可能性に気づき、自分にもできることがまだまだあると前向きになりました。
- ・新たな取組にチャレンジすることができ、新たな会員の巻き込みもできました。

3 申込期限

令和6年7月31日（水）

4 申込方法

商店会あてに右のご案内を送付します。
同封する申込用紙に必要事項をご記入
いただき、FAX 又はメールにてお申し込み
ください。

※後日、専門家派遣の日程調整等について
横浜市から連絡します。

令和6年度 商店街伴走支援 専門家を無料で派遣します

商店街活動のお悩みを ご相談ください

商店街支援の専門家が、
それぞれの商店街に合うアドバイスをいたします。
課題意識をお持ちの商店街は、ぜひご相談ください。

～当事業を活用した商店街が実施した取組事例～

担い手不足を解消したい	会員同士の交流、連絡手段を改善したい	
商店街活動や自治会活動に協力的な、地域に根差した人材を掘り起こし、雇用することで、効率的な事務を実施	・商店街LINEを構築 ・近隣商店街の取組事例を参考に、商店街会報を発行	
商店街の認知度を向上させたい	空き店舗を減らしたい	商店街の加盟店を増やしたい
商店街と加盟店の認知、新たな顧客獲得のため、まずは役員が中心となり、まちゼミを実施	商店街ホームページに商店街のビジョンや立地メリット、加盟店メリットを掲載し、出店者を誘致	不動産屋と連携し、空き店舗物件紹介の際に商店街加盟促進リーフレットの配付を依頼

申込期限： 令和6年7月31日(水) ※申込対象数に達し次第、受付終了します。

◆本事業は令和6年度横浜市一般会計予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とします。
お問い合わせ 横浜市 経済局 商業振興課 tel:045-671-3488 / mail ke-syogyo@city.yokohama.jp

商店街デジタル活用アドバイザー

商店街でのお悩みや課題に対し、デジタルを活用した解決を支援するため、デジタル活用の専門家を「商店街デジタル活用アドバイザー」として、商店街に派遣します。



1 申込対象

商店会、区商店街連合会

2 相談事例

- 会員同士の情報共有をもっと活発にしたい
→スマートフォンアプリの活用を紹介しました。
- もっとお客さんに商店街の魅力を知ってもらいたい
→SNS や動画の活用方法を紹介し、実際にアカウント開設しました。
- もっとお客さんに来てもらいたいけれど、地域の方は商店街のことをどう思っているのだろう？
→オンラインアンケートの概要と使い方を紹介しました。

4 アドバイザー派遣の概要

1 団体につき、1 回あたり 2 時間以内、同一年度内に 最大 3 回 まで利用可能
※アドバイザー派遣費用は、無料です。
※デジタル機器等の設置・設定、システムの構築などの作業に専念するような内容は、派遣対象外です。

当事業を活用いただいた商店街の声

- ・説明が分かりやすくてよかったです。
- ・商店会内部の連携に役立てると思います。
- ・新しいことを始めるきっかけになります。
- ・情報共有が効率化されそうです。



5 申込期限

令和7年1月31日（金）

*ただし、予算の上限に達し次第、受付終了します。

6 申込方法

右記の二次元コード、もしくは「横浜市商店街デジタル活用アドバイザー」と検索し、申込フォームからお申し込みください。
※申込フォームには、「横浜市電子申請・届出システム」を使用します。
※申込後、横浜市担当者から、別途、申込者に連絡いたします。
※アドバイザー派遣当日の会場手配や運営は、申込者で行ってください。



横浜市商店街デジタル活用アドバイザー



安全・安心な商店街づくり事業



商店街の街路灯の電気・ガス料金を補助します。

1 申請対象

商店会

<補助を受けるための主な条件>

- (1) 商店街街路灯の維持管理及び店舗閉店後も継続して点灯していること
- (2) 防犯パトロールを実施していること（原則5回以上。年度途中に街路灯を新設した場合は、設置月により回数要件が異なります）
- (3) 補助対象期間の電気・ガス料金の領収証等又は支払証明書の写しがあること

補助対象期間	令和6年1月分から12月分まで
対象となる照明機器	街路灯やアーケード、アーチ等、防犯の役割を果たす照明機器

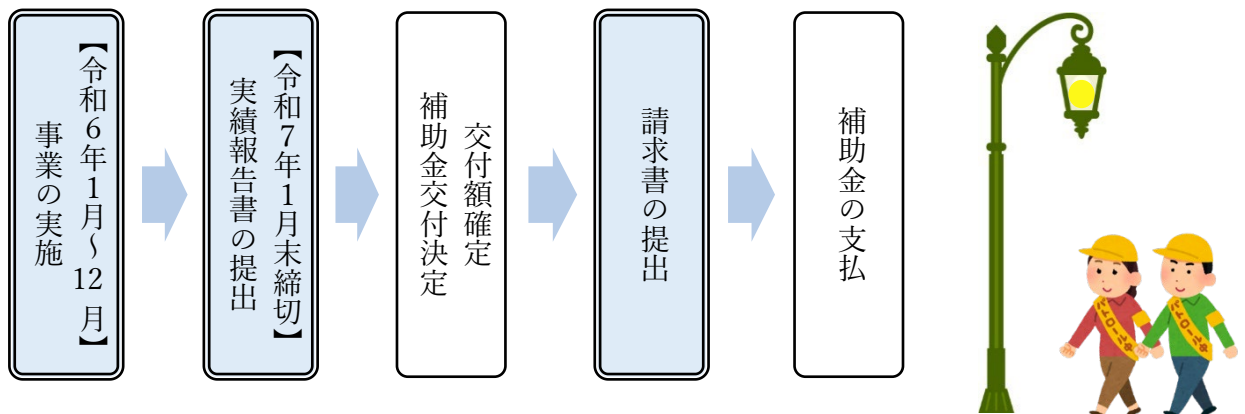
2 補助率及び補助限度額

補助率	1/2	補助限度額	50万円
-----	-----	-------	------

3 申請期限・提出先

令和7年1月31日（金） 各区地域振興課にご提出ください。

4 申請手続きの流れ（二重枠：申請者）



5 留意事項

- (1) 1年分(1月～12月)の領収証は、捨てずに必ず保管しておいてください。
領収証がない場合、補助金をお支払いできない場合があります。
- (2) 支払い証明書は東京電力エナジーパートナー株式会社等で発行していますが、1年を経過した場合は発行できない場合があります。
- (3) 防犯パトロールは、必ず規定回数以上実施してください。

商店街環境整備支援事業



商店街が行う街路灯や防犯カメラ等の整備や施設の安全点検等の経費を補助します。

1 申請対象

商店会

2 補助対象・補助率及び補助限度額

① 前年度に計画認定が必要なもの（※1）（主な補助対象）

補助対象		補助率	補助限度額		
街路灯	新設	『「17万円/基」×基数』又は『補助対象経費に50%を乗じた額』の安価な方	500万円		
	改修			『「10万円/基」×基数』又は『補助対象経費に50%を乗じた額』の安価な方	
アーケード、アーチ		50%		500万円	
サイン施設（片アーチ、案内看板等）					
休憩関連施設、放送施設、舗道整備、Wi-Fi 設備					
駐車場・駐輪場施設					
商店会事務所、環境保全施設等					
防災等関連施設					1,000万円
電気自動車用充電スタンド（急速充電設備、充電用コンセントスタンド等）					500万円
街路灯、アーケード、アーチ、片アーチ、ミスト装置用水道管の撤去					

*複数施設を整備した場合であっても、1商店会あたりの補助上限額は1,000万円です。

*工事の契約は補助金の交付決定後に行ってください。

<注意>

※1 施設整備実施の**前年度**に、計画認定申請が必要となりますので、施設整備をお考えの商店会は、お早めにご相談ください。

② 計画認定省略が可能なもの（主な補助対象）

補助対象	補助率	補助限度額
計画策定	50%	50万円
アーケード等安全点検（調査）		100万円
進入防止柵（可動式）		100万円
フラッグ掲出用ポール		500万円
ミスト装置（※2）		100万円
防犯カメラ		500万円
ランプ交換【街路灯、アーケード、アーチ、片アーチに設置】	50%	『「1灯あたり3万円」×灯数』又は『補助対象経費に50%を乗じた額』の安価な方
防災等関連備品		100万円
災害等緊急対応（街路灯、アーケード、アーチ、片アーチ等の補修・修繕・撤去）		500万円

<注意>

※2 商店会が実施する「ミスト装置の設置事業」については、経済局で機器購入費を補助し、水道局で工事費の補助や水道料金を減免します。詳しくはお問い合わせください。

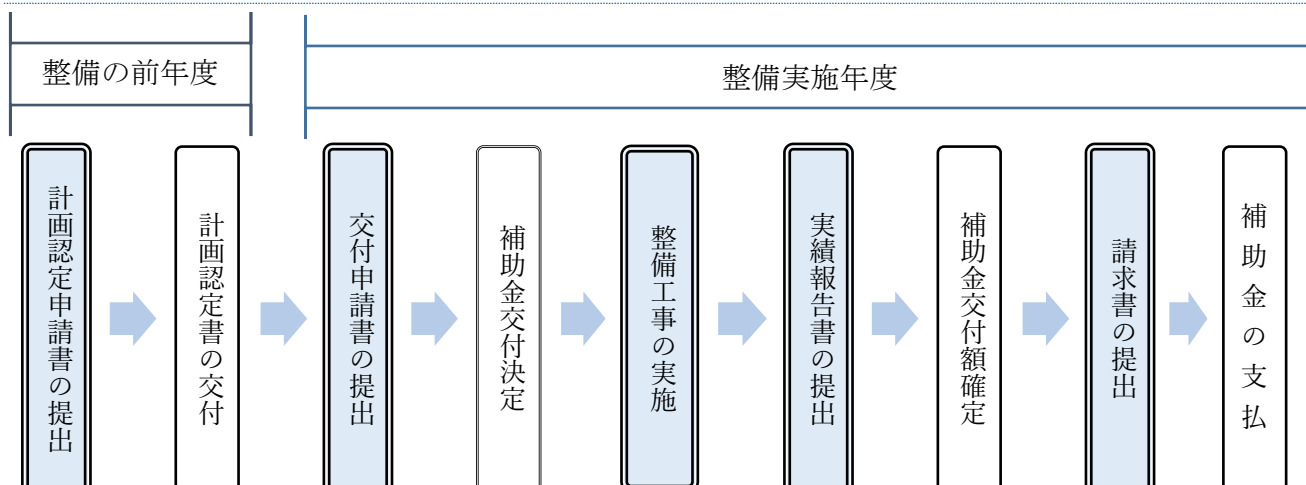
3 申請期限

- 整備計画認定申請書の提出：令和6年7月31日（水）※令和7年度に実施する事業
- 補助金交付申請書の提出
 - ・前年度計画認定を受けた事業：令和6年7月31日（水）
 - ・計画認定申請書の提出を省略できる事業：令和6年11月29日（金）

※災害等緊急対応や整備の緊急性のあるものについては、申請期限にかかわらず商業振興課（045-671-3488）までお問い合わせください。

4 申請手続きの流れ（二重枠：申請者）

*計画認定を行う事業を申請する場合



5 その他

- (1) 契約金額が100万円以上と見込まれる場合は、2者以上の市内事業者からの見積書の徴収または入札が必須です。(計画認定申請時は不要)

区 分	事業費等の総額	入札等の取り扱い方法
工 事	1 億円以上	原則、一般競争入札
	1,000 万円以上 1 億円未満	8 者以上の指名競争入札又は 5 者以上の見積合せ
	1,000 万円未満	2 者以上の見積合せ
物品購入 委 託	1,000 万円以上	5 者以上の指名競争入札又は 3 者以上の見積合せ
	1,000 万円未満	2 者以上の見積合せ

※市内事業者であることを証するため、「横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料又は履歴事項全部証明書の写し (個人事業主の場合は住民票の写し)」の添付が必要です。

- (2) 税込事業費で補助金を申請することは可能ですが、事業完了後に消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市に報告してください。
- (3) 任意商店街については、施設の管理上の責任を軽減し、商店街組織全体で分担できるよう、財産管理や組織運営等について規約で定められていることが条件となります。そのため、規約の改正が必要となる場合があります。
- (4) 本事業で整備した施設は、商店街の所有となり、維持管理や最終的な撤去の責任も商店街が負うこととなります。
施設の整備にあたっては、将来の維持管理・撤去にかかる経費も十分ご検討の上、必要な施設の数量を計画してください。
- (5) 本事業で施設を整備した場合、当該施設の保管状況等が記載された台帳の写しの提出が必要となります。
- (6) 公道上に施設等を整備する場合には、道路管理者等へ必要な手続きを行ってください。なお、民地の場合、土地所有者の承諾が必要となります。
- (7) 商店街を解散される場合には、アーチや街路灯等これまでに整備した商店街設備を撤去していただくこととなります。
お早めに経済局商業振興課の担当までご相談ください。

商店街空き店舗登録制度



商店街の空き店舗物件について、横浜市ウェブサイトにて物件情報を登録・掲載し、テナント募集を支援します。
ご登録いただいた空き店舗に新規店舗が開店し、開業者が商店会に加盟した場合、当該商店会に奨励金を交付します。

1 申請対象

商店会

2 掲載できる空き店舗の条件

- 商店街の区域内にあり、商業活動が3か月以上行われていない店舗
- 主要な道路または通路に直接面している建物の店舗
- 百貨店、駅ビル等大型商業施設のテナント型店舗でないもの

※ 既に契約者が内定している店舗の登録は不可

3 交付額・年度内限度額

交付対象者	交付額
商店会	1件につき2万円

※登録時に奨励金をお支払いしている場合、奨励金交付対象外となります。

4 登録方法（いずれかの方法で申請してください。）

- ① 横浜市電子申請・届出システムの「商店街空き店舗登録」から必要事項の記載と添付を行い申請
- ② 商店街空き店舗登録申請書に必要事項を記載し、ke-syogyo@city.yokohama.jpへ提出



「商店街空き店舗登録」
フォーム

空き店舗開業助成事業



商店街の空き店舗で、条件を満たして開業する方に対し、開業にかかる経費を補助します。併せて、専門家による開業後の経営相談を実施し、事業継続を支援します。

1 申請対象

商店会が希望する業種及び営業時間で開業する、個人・中小企業・商店会・各種団体（社会福祉法人、NPO 法人等）

＜補助を受けるための主な条件＞

当該年度に店舗を賃借して事業を開始し、次のいずれかを満たす方

- (1) 横浜市ウェブサイトに登録されている空き店舗において、開業する方
- (2) 「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する者
- (3) 下記の条件のいずれかを満たす申請者

ア (公財) 横浜企業経営支援財団の「横浜ビジネスグランプリ」において、ファイナルに選出されたプランで開業する者

イ 横浜市都市整備局ヨコハマ市民まち普請事業の2次コンテストで選考された整備助成対象提案で開業する者

ウ 横浜市健康福祉局横浜市介護予防交流拠点整備事業で交付決定された事業で開業する者

※その他、1年以上継続して事業を行うことや、開業エリアの商店会に加盟することなどの、要件を満たす必要があります。



現在登録中の
空き店舗一覧

2 補助対象経費

店舗賃貸借契約に係る初期費用（敷金、礼金、初期費用等）

※対象外経費…仲介手数料、消費税及び地方消費税、商店会への会費・入会費、賃貸借契約書に定めのない経費

3 補助率及び補助限度額

補助を受けるための主な条件	補助率	補助限度額
申請対象 (1) の方	1 / 2	30万円
申請対象 (2) の方		50万円
申請対象 (3) の方		

4 申請期限

令和7年2月28日(金) ※事前相談は令和7年2月14日(金)まで

※予算の上限に達し次第、受付終了します。

※申請前に事前相談を行います。申請を検討される方は、
下記のいずれかの方法でご連絡ください。

ご連絡いただいたのち、事前相談の調整を行います。

①事前相談フォームにて開業に関する情報を入力し、送信

②空き店舗開業助成事業事前チェックシートに必要事項を記載し、
ke-syogyo@city.yokohama.jp へ提出

③商業振興課へお電話等でご連絡 (045-671-3488)



「開業者向け事前
相談」フォーム

小規模事業者店舗改修助成事業



小規模事業者が業務改善のために行う店舗改修経費を補助します。

1 申請対象

- 店舗が横浜市内にある小規模事業者（個人事業主を含む）
- 店舗改修によって業務改善が見込まれること
- 横浜市内の同一店舗で同一事業を1年以上営むもの

2 補助率・補助限度額・補助対象経費

助成対象事業	助成率	助成限度額
店舗改修工事	1 / 2	20万円

対象となる経費	<p>*店舗を改修することによって業務改善が見込まれる経費</p> <ul style="list-style-type: none">・店舗改修経費・改修に伴う備品購入費（使用目的が限定され、店舗内据置又は容易に持ち運びができない備品、機械装置等）・改修に伴う廃材処分費（改修で直接出た廃材等の処分費等）
対象とならない経費の例	<ul style="list-style-type: none">・増築工事（建物の面積が増えるもの）、改築工事（耐震強度増加等に要する経費）・改修工事に付属しない消耗品費等（椅子等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの）・（処分を行う際に発生する）公的機関等に対する申請料・手数料等

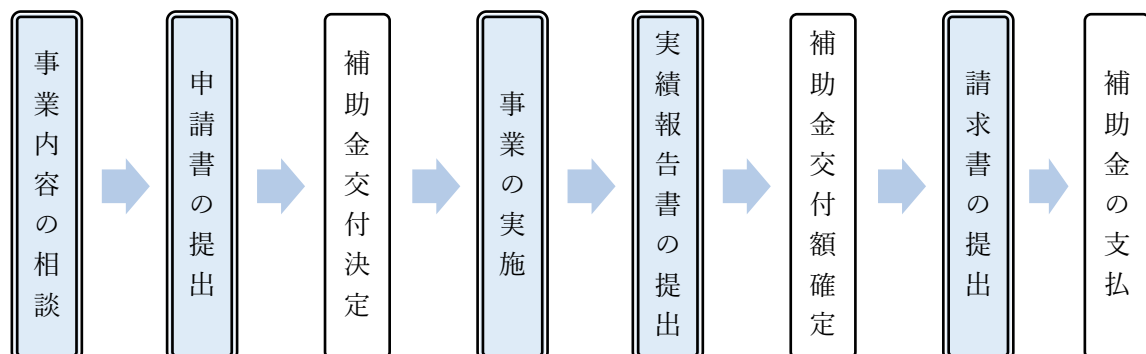
3 申請期限

令和6年11月29日（金）

※予算の上限に達し次第、受付終了します。

※申請にあたっては、必ず横浜市ウェブサイトで詳細をご確認ください。

4 申請手続きの流れ（二重枠：申請者）



活用例

OK



腰の悪い方向けに座敷から掘りごたつに改修

OK



高齢者でも使えるようにトイレを洋式に改修

OK



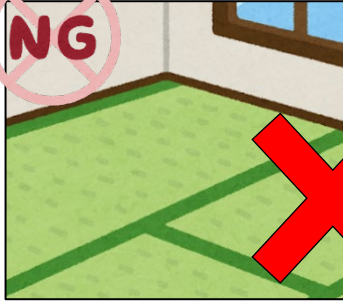
相談カウンターを整備
(机等の備品は対象外)

OK



高齢者が入店しやすいよう、バリアフリーに改修

NG



【対象外の例】古い畳を新しく取り換える

その他 個店の方へ向けた支援メニュー

繁盛店づくり支援事業

市内の大型店等の商業施設やイベント等と連携し、商店街店舗が出店を通して魅力的な商品をPRし、新たな顧客を獲得する場を作るとともに、販売ノウハウを学ぶ機会を提供します。



小規模事業者出張相談事業（（公財）横浜企業経営支援財団※）

IDEC 横浜の専門相談員が皆さまの店舗や事務所等にお伺いし、課題やお困りごとについて相談をお受けします。無料でご利用いただけますので、まずはお気軽にお電話でお申込みください。(045-225-3719)
※市内中小企業の経営支援を行う横浜市の外郭団体。通称名：IDEC 横浜



中小企業デジタル化推進支援補助金<導入コース>（ものづくり支援課）

小規模事業者（個人事業主含む）が業務のデジタル化のために導入する機器等の費用の1/2（最大10万円）を補助します。（令和6年5月以降に募集予定）

省エネルギー化支援助成金（ものづくり支援課）

中小企業（個人事業主を含む）が省エネルギー化に資する設備を導入する際にかかる費用の一部を助成します。（令和6年2月・7月の2回募集予定）

小規模企業特別資金（金融課）

小規模企業者が必要とする事業資金を取扱金融機関が原則無担保で融資し、事業活動を後押しします。



その他の支援事業

商業振興課では商店街の活性化のため、以下の事業を実施しています。

商店街イベントの広報

商店会等が開催するイベントの情報を横浜市ウェブサイトに掲載し、広報を支援します。

商店街イベント情報 横浜市

検索



事業者等連携事業（商店街コラボックス事業）

商店街活性化のために、商店街と事業者等が連携できる場「商店街コラボックス事業」を横浜市ウェブサイトで公開しています。そこでは、民間事業者等から寄せられたサービスや連携アイデア等の提案を紹介し、商店街と事業者等のマッチングを促しています。商店街の課題やお悩みを解決する提案が掲載されているかもしれません。また、ページ上で商店街の課題（ニーズ）を公開し、ソリューションを持つ掲載事業者からのアプローチを受けることも可能です。ぜひご覧ください。

商店街コラボックス事業

検索



連携事例（瀬谷区 商店街）

商店街コラボックス事業の掲載事業者（調査・マーケティング支援）と商店街の個店が連携し、商店街エリアの商圈調査を実施。同時に個店へのコンサルティング等をおこない、店舗の魅力を発信し、売上が増加しました。

商店街街路灯への 有料広告物の掲出について



広告料収入を、商店街街路灯の維持管理費等に充当することを目的に、商店街が所有する街路灯へ企業等の有料広告物（広告フラッグ）を掲出することができます。

1 申請対象

- ・商店会

<広告フラッグを掲出できるための主な条件>

- ・商店会が維持管理する街路灯であること
- ・街路灯にフラッグ掲出用ポールが設置されていること（旗差しは不可）
- ・フラッグ掲出の際、路面からフラッグ下端まで、一定の高さが確保できること。
⇒車道の場合は4. 5m以上
⇒歩道の場合は2. 5m以上（車道と分離されている場合）

- ※ 広告フラッグ（屋外広告物）の設置に関しては各種許可が必要です。また、設置の施行に関しては、横浜市へ屋外広告業の登録（又は特例の届出）をした業者が行う必要があります。
- ※ その他、掲出にあたっては「商店街街路灯への有料広告物掲出に係る横浜市版ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を順守していただくこととなります。掲出条件、手続きなどの詳細につきましては、経済局商業振興課へお問い合わせください。

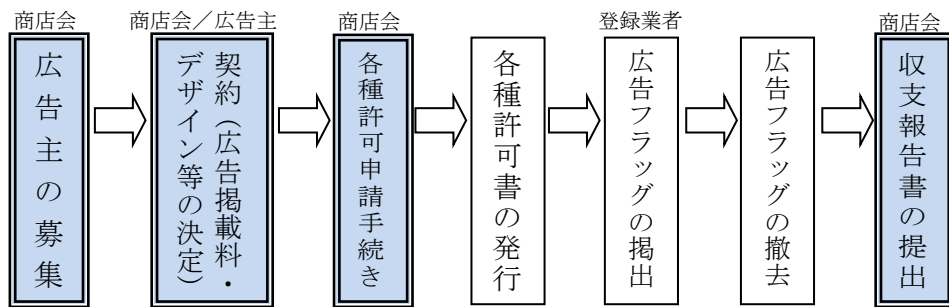
2 事務手続き

- ①広告主の募集及び契約（※商店会で広告主を探していただく必要があります。）
- ②各種許可申請手続き、③収支報告書の提出（経済局商業振興課へ）

必要な許可	申請先	手数料・道路占用料
屋外広告物設置許可	都市整備局景観調整課	200円／広告幕1張
道路占用許可	各区土木事務所	310円／m ² ・月
道路使用許可	各所轄警察署	2,000円／件

- ※ 広告物の設置期間は、設置及び撤去を含め3か月以内です。3か月を超える期間設置する場合は、再度、各種申請手続き及び手数料・道路占用料が必要となります。

3 申請手続きの流れ



～広告フラッグの掲出に必要な、
フラッグ掲出用ポールの設置・交換をお考えの商店会の皆様へ～

街路灯へのフラッグ掲出用ポールを整備（設置・交換等）する際の費用の一部を補助しています。

<概要>

【補助率】 50% 【補助限度額】 100万円 【最低事業費】 10万円
【申請期限】 令和6年11月29日（金）まで

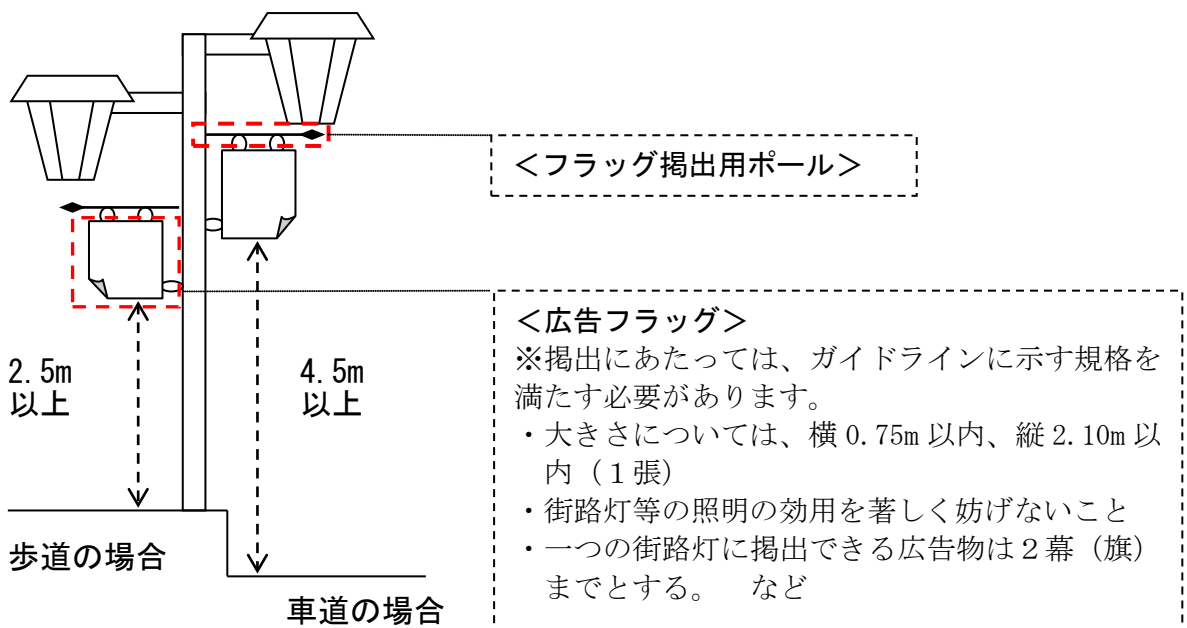
<補助対象経費>

- ・フラッグ掲出用ポールの設置に要する費用（設置工事費等）

<補助を受けるための主な条件>

- ・商店会が所有、維持管理する街路灯であること
- ・フラッグ掲出用ポール設置後、街路灯の道路占用（変更）許可を受けること。
- ・フラッグを掲出できる高さに設置すること など

※ 詳しくは、経済局商業振興課までお問い合わせください。



行政機関等の紹介

横浜市 各区地域振興課

区名	電話	区名	電話	区名	電話
鶴見	510-1687	保土ヶ谷	334-6302	青葉	978-2291
神奈川	411-7086	旭	954-6097	都筑	948-2231
西	320-8386	磯子	750-2391	戸塚	866-8411
中	224-8131	金沢	788-7802	栄	894-8391
南	341-1235	港北	540-2234	泉	800-2391
港南	847-8391	緑	930-2232	瀬谷	367-5691

横浜市 各区土木事務所

区名	電話	区名	電話	区名	電話
鶴見	510-1669	保土ヶ谷	331-4445	青葉	971-2300
神奈川	491-3363	旭	953-8801	都筑	942-0606
西	242-1313	磯子	761-0081	戸塚	881-1621
中	641-7681	金沢	781-2511	栄	895-1411
南	341-1106	港北	531-7361	泉	800-2532
港南	843-3711	緑	981-2100	瀬谷	364-1105

一般社団法人 横浜市商店街総連合会

横浜市中区蓬莱町 2-4-1-5 階
電話：045-250-6613



公益社団法人 商連かながわ

横浜市中区尾上町 5-80
中小企業センター 3 階
電話：045-633-5184



神奈川県

横浜市中区日本大通 1
電話：045-210-1111 (代表)



中小企業庁

東京都千代田区霞が関
1-3-1
電話：03-3501-1511 (代表)



経済局商業振興課のご案内

ご来庁時は、市庁舎3階受付にて入館証を受取後、31階北側※の受付用電話で担当職員をお呼び出しくさせていただきますようお願いいたします。

※令和6年4月から北側に変更になりました。



<アクセス>

- ・みなとみらい線「馬車道」駅下車、1C出入口直結
- ・JR「桜木町」駅下車、「新南口(市役所口)」から約200メートル、徒歩約3分
- ・市営地下鉄「桜木町」駅下車、「1口」から約200メートル、徒歩約3分



市庁舎所在地：〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話番号：045-671-3488

FAX番号：045-664-9533

Eメール：ke-syogyo@city.yokohama.jp

2027年に国際園芸博覧会が横浜で開催されます

